



平成 25 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 泉 澤 摩 利 雄
(コード番号 2687 東証1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 C I O 上 山 富 彦
(TEL : 043 - 296 - 6621)

当社子会社の取締役並びに当社及び子会社の従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の

発行に関するお知らせ

当社は、平成25年4月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員に対するストック・オプションの発行にかかる募集事項の決定を、当社取締役会に委任することにつきご承認を求める議案を、平成25年5月30日開催予定の当社第33期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社子会社の取締役並びに当社及び子会社の従業員に、株主の皆様と目的を共有し、株主重視の経営意識を高めることや、貢献意欲向上や優秀な人材を確保することにより、企業価値増大を目的としてストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

① 新株予約権の割当てを受ける者

当社子会社の取締役並びに当社及び子会社の従業員

② 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 1,200,000株を、本定時株主総会の日から1年以内の日に発行する総株数の上限とする。

但し本総会終結後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

③ 発行する新株予約権の総数

1,200個を本定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1,000株とし、上記②に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

④ 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

⑤ 新株予約権行使時に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる

株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」）の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。

但し、その価額が新株予約権発行日の前日の終値を下回る場合には、新株予約権発行日の前日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合には次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑥ 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から5年の範囲内で取締役会において定める。

⑦ 新株予約権の行使条件

- a 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを有する。但し、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。
- b その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本準備金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、⑧ a に記載の資本金等増加限度額から⑧ a に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 新株予約権の取得に関する事項

- a 当社が消滅会社となる合併契約書が締結された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- b 新株予約権者が権利行使をする前に、⑦ a に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権について、当社は無償で取得することができる。

⑩ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

⑪ その他新株予約権の募集要項については、別途開催される取締役会決議において定める。

（注）上記の決議は、平成25年5月30日開催予定の当社第33期定時株主総会において「子会社の取締役並びに当社及び子会社の従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上